

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び別府市契約事務規則(平成2年別府市規則第46号)第22条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 25 日

別府市長 長野 恭 紘

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか別府市電子入札運用基準による。

第1 競争入札に付する事項	
1 工事名	令和8年度 実相寺中央公園インクルーシブこども広場(B工区)整備工事
2 工事場所	別府市東荘園九丁目3801番20外
3 工期	令和9年3月15日
4 工事概要	掘削工 $V = 780\text{m}^3$ 擁壁工 $N = 1\text{式}$ 側溝工 $L = 173\text{m}$ 集水枳工 $N = 14\text{基}$ アスファルト舗装工 $A = 67\text{m}^2$ 園路縁石工 $L = 9\text{m}$ 公園施設等撤去・移設工 $N = 1\text{式}$ 樹木伐開 $A = 4,900\text{m}^2$
5 予定価格	¥40,257,800－(消費税及び地方消費税を含む。) ¥36,598,000－(消費税及び地方消費税を除く。)
6 最低制限価格	落札決定後に公表する。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この工事については、次の1及び2の要件を満たす者に限り入札参加を認める。

なお、入札参加資格の確認基準日は、競争入札参加資格確認申請書の申込日(以下「基準日」という。)とする。

1 企業

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

区分	要件	備考
(1) 資格業種	造園工事	別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和55年別府市告示第176号)による入札参加資格認定を受けている者であること。
(2) 格付	—	
(3) 許可区分	特定又は一般建設業の許可を有すること。	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条関係
(4) 建設業法に基づく本店等の所在地	別府市内に本店があること。	本店とは建設業法に基づく主たる営業所
(5) 総合評定値(P点)	—	
(6) 企業の施工実績	平均完成工事高 10,000千円以上	令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間の決算日を基準とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている造園工事の平均完成工事高が10,000千円以上であること。

2 配置予定技術者

次に掲げる条件をすべて満たす技術者を適正に配置すること。

(1) 国家資格等	建設業法第26条に規定される上記1の(1)の業種に係る技術者の資格を有する者であること。
(2) 監理技術者資格等	—
(3) 雇用関係	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者

第3 入札手続等

1	担当課	別府市 総務部 契約検査課 住所:大分県別府市上野口町1番15号 電話:0977-21-1264	
2	公告内容の 交付期間等	(1) 交付期間	令和 8 年 8 月 26 日(水)から 令和 8 年 9 月 8 日(火)まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
		(2) 交付場所	別府市 総務部 契約検査課
		(3) 交付方法	交付については、直接交付を行うほか、電子入札システムによるものとする。
3	設計図書等の 閲覧期間等	(1) 閲覧期間	令和 8 年 8 月 26 日(水)から 令和 8 年 9 月 8 日(火)まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
		(2) 閲覧場所	別府市役所3階 閲覧室
		(3) 閲覧方法	閲覧方法は(2)で示す場所における電子閲覧のほか、電子入札システムにおける設計図書等閲覧(以下「設計図書等閲覧」という。)によるものとする。 設計図書等の貸出しは一切行わない。
4	設計図書等の 質疑応答等	(1) 提出期間	令和 8 年 8 月 26 日(水)から 令和 8 年 9 月 2 日(水)まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
		(2) 提出場所	建設部 公園緑地課(工事担当課) 住所:別府市上野口町1番15号 電話:0977-21-1111 (内線:3457) メール:par-co@city.beppu.lg.jp
		(3) 提出方法	電子メールにて提出すること。 ※上記(2)に記載するメールアドレスに提出すること。 電子メール送付に当たっては、 標題を「令和8年度 実相寺中央公園インクルーシブこども広場(B工区)整備工事に係る質問書」 とすること。 送信後は、電話にて受信確認を行うこと。 なお、質問書は、設計図書等閲覧にアップされた様式を使用すること。
		(4) 回答書の 閲覧期間	遅くとも、(1)の提出期間の末日から起算して3開庁日後から 令和 8 年 9 月 8 日(火)まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
		(5) 回答書の 閲覧方法	設計図書等閲覧によるものとする。

5	競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出	(1) 提出期間	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 9 月 3 日（木）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで。	
		(2) 提出方法	・ 原則、電子入札システムによる。 なお、押印は、電子入札システムにより提出する場合は不要とする。	
			※添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは次のとおり。	
			使用アプリケーション	ファイル形式
		Microsoft Word	Word97からWord2016 までのバージョンでの保存	
		Microsoft Excel	Excel97からExcel2016 までのバージョンでの保存	
		その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat3からAcrobat10までのバージョンで作成のもの) テキストファイル LZHファイル	
		(3) 提出資料等	提出資料及び作成方法等は第8による。	
6	入札書の提出	(1) 提出期間	令和 8 年 9 月 4 日（金）から 令和 8 年 9 月 8 日（火）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで。	
		(2) 入札方法等	・ 原則、電子入札システムによる。 ・ 入札回数は、2回を限度とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。	
		(3) その他	・ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
7	開札	(1) 予定日時	令和 8 年 9 月 9 日（水）10 時 10 分	
		(2) 開札場所	別府市役所 3階 入札室	
		(3) 開札の立会	別府市電子入札立会要領によるものとする。	

第4 積算内訳書の作成等	
1	この入札は、別府市建設工事積算内訳書取扱要領(平成21年別府市告示第293号)を適用する。
2	入札に際し、入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
3	様式は、設計図書等閲覧にアップされた様式を参照し作成すること。
4	提出の方法は原則、電子入札システムによるものとする。ただし、再度の入札を行う場合は持参するものとする。
5	積算内訳書の作成に当たっての留意事項 (1) 積算内訳書の記載レベルは、閲覧用設計書(金額抜き)に対応した同一レベルの項目を記載すること。 (2) 表紙には、住所、商号又は名称、代表者又は受任者氏名、工事名及び工事場所を必ず記載すること。また、本工事費内訳書も記載例に準じ、必ず作成すること。 なお、押印は、電子入札システムにより提出する場合は不要とする。 (3) 工事価格算出の際に、一括して値引きをしてはならない。ただし、種別内訳内での値引き及び調整は可とする。 (4) 入札書に記載された金額が工事価格の端数を調整又は処理された金額でないこと。 ただし、千円未満の端数は除く。 (5) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計が工事価格と一致していること。 (6) 積算内訳書提出後の差替え、再提出又は撤回はすることができない。

第5 入札参加事項の共通事項		
1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
2	指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年別府市告示第76号。以下「指名停止等措置要領」という。)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	破産手続き等の有無	破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
5	電子入札の登録	別府市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。

6	関連会社等の参加	本案件に関連会社が入札に参加していないこと。なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 (1) 資本関係 ア 親会社と子会社の関係 親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 イ 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 ウ 協同組合等とその構成員(組合員)等の関係 協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、別府市の入札参加資格を有している場合に限る。 (2) 人的関係 ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。 イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。 ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。 ※ 上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加した全ての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加した全ての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
---	----------	--

第6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第7の4の(2)ただし書きの通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を書面(様式は任意)を持参して求めることができるものとする。 なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。 提出場所は、第3の1の担当課とする。
2	回答	説明の請求に対する回答は、説明の請求を受けた日の翌日から起算して8日以内に、書面により行う。

第7 その他の事項

1	現場説明会	実施しない。
2	最低制限価格	この入札は、別府市建設工事契約に係る最低制限価格制度実施要領(令和8年別府市告示第243号)を適用する。なお、別府市建設工事契約に係る最低制限価格制度試行要領(平成21年別府市告示第287号)は、廃止したため、同要領に基づく「最低制限基準価格」は設定せず、「数値的判断基準」による審査も実施しない。
3	入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付 ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の100分の10以上とする。

4	事後審査 及び 落札決定	(1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。 (2) 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者(以下「最低価格入札者」という。)の申請書等を審査する。 最低価格入札者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。 ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効としその結果を通知する。 なお、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。 (3) 落札者の決定は、原則として開札日から起算して3開庁日が経過する日までに行うものとする。 (4) 入札参加者が1者であっても、開札を行い、落札者を決定する。
5	契約書作成 の要否	要
6	入札の無効	次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (1) 入札者としての資格のない者のした入札 (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札 (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札 (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札 (5) 入札金額を訂正した入札 (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札 (7) 電子入札にあつては、契約担当者が指定する認証方法を用いない者のした入札 (8) 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札 (9) 公告に示した競争参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者の入札 (10) 入札金額に対応した積算内訳書を正当な理由なく提出期限までに提出しなかった者のした入札 (11) 申請書等及び積算内訳書の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札 (12) 開札予定日時までに、書面により「競争参加者としての資格を満たさなくなった(配置予定技術者の配置が困難となった場合等)。」旨の申し出があった者のした入札 (13) 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合(談合情報と落札候補者が一致している場合で、次のアからエのいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 ア 当該談合情報における落札予定金額(率)(以下「落札予定金額(率)」という。)が入札結果と一致している場合 イ すべての入札参加者(共同企業体にあつては、その組合せ)が、入札結果と一致している場合 ウ 入札結果と落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果又は積算内訳書に不自然な事実がある場合 エ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合 (14) その他入札開始前の注意事項又は入札に関する条件に違反した入札

7	支払い条件	前 払 金 有 中間前払金 有 部 分 払 無
8	その他	(1) この公告に定めのない事項については、別府市要件設定型一般競争入札実施要領(平成19年別府市告示第233号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。 (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき(指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。) イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結(議会案件の場合は、仮契約後の議会議決)までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。 この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 (5) 契約担当者は、契約締結後において、落札者が(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。 (6) 落札者(落札候補者、最低価格入札者、仮契約者及び契約者を含む。)は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 (7) 当該工事に係る下請負契約については、別府市内の本店を有する者を優先して活用するよう努めること。 (8) 当該工事に係る工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を別府市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。 (9) 当該入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。 (10) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (11) 当該工事の施工に当たっては、別府市公共工事請負契約約款第60条に基づき、以下により工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。 ア 補填限度額 対人賠償・被害者1名当たりの填補限度額 1億円以上 ・1事故全体の填補限度額 2億円以上 対物賠償 1事故全体の填補限度額 3千万円以上 免責金額(自己負担額) 10万円以内 イ 被保険者名 発注者、受注者、全下請負人とする。こと。 ウ 被保険者間交差責任担保特約条項を附帯すること。 エ 填補する期間は契約工期及び終了日から14日を含むものとする。 (12) その他不明な点は、別府市総務部契約検査課まで照会のこと。

第8 申請書等の作成

申請書等作成にあたっては、下表による。

作成事項	提出様式	添付資料・注意事項
1 競争入札参加資格確認申請書	様式第1号 (その1)	
2 競争参加資格状況表	様式第2号 (その1)	
(1) 本店等所在地		・ 記載の必要なし
(2) 発注業種の認定状況		・ 業種を記載すること。
(3) 経営事項審査		・ 令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間の決算日を基準とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
(4) 履行実績		・ 記載の必要なし
(5) 配置予定技術者		・ 様式第4号を添付すること。
3 履行実績	様式第3号	—
(1) 工事名称等		
4 配置予定技術者の資格・建設工事等の経験	様式第4号	
(1) 配置予定技術者		・ 企業と配置予定技術者との雇用関係が、当該入札の申込日以前に3箇月以上雇用されていることが確認できる資料の写しを添付すること。
(2) 保有する資格		・ 第2の2の(1)及び(2)に示す要件をすべて満たしていることが確認できるよう配置予定技術者の資格を記載すること。 ・ 免許・資格者証等の写しを添付すること。
(3) 施工経験		・ 記載の必要なし。

5 その他留意事項		
(1) 配置予定技術者に係る注意事項	—	・ 複数の候補者 配置予定の技術者として複数の候補者がある場合は、複数の候補者を届け出ることができる。 ・ 重複の候補者 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札した場合等、配置予定の技術者を確実に配置することができると判断できない場合は入札してはならず、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 ・ 専任性違反 落札決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。 ・ 配置予定技術者の交代 契約に当たっては様式第4号により提出した配置予定技術者を配置するものとし、当該配置予定技術者の交代については、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めない。病気等の理由により、配置予定技術者を変更する場合は、第2の2に示す基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
(2) 申請書等作成に係る留意事項		・ 当該様式が添付されていない場合(記載すべき事項に記載がない場合及び未記入の場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合には、その者のした入札を無効として取り扱う。 ・ 様式は、設計図書等閲覧にアップされた様式を必ず使用すること。 ・ 添付書類がある場合は、スキャニング等で作成したファイルとして添付すること。 ・ 電子入札システムにおける添付データについては、容量の制限(10MB)があるので十分留意すること。 ・ 申請書等の提出を電子入札システムで行わなければ、以降の入札書提出等の電子入札システムでの処理ができなくなるので留意すること。

別添 配置予定技術者の兼務等

本工事の配置予定技術者の兼務等は下記の事項のとおり取り扱う。

◆共通事項

兼務の該当の可否	各種事項により技術者の兼務を予定している場合は、該当の可否を公告等に対する質問の受付期間内に発注者へ確認してください。
各種様式	http://www.city.beppu.oita.jp/denshi-eturan/CommonFile/kennin.zip

第1 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置
【請負金額が4500万円(建築一式工事は9000万円)以上1億円(建築一式工事は2億円)未満の場合】

本案件は、建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）に係る対象工事です。なお、同一の主任技術者又は監理技術者は建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）を活用した工事現場と建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）を活用した工事現場を兼務できない。

1 配置の取扱い

本工事で、監理技術者等の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。

（１）	各建設工事の請負代金額が1億円未満であること。
（２）	建設工事の工事現場間の距離が、監理技術者等が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
（３）	各建設工事の下請次数が3次以内であること。
（４）	当該工事現場に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を各工事現場に置くこと。なお、連絡員は土木一式工事に関する実務経験を1年以上有する者とする。
（５）	当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
（６）	当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
（７）	監理技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
（８）	兼務する建設工事の数は2件までであること。
（９）	兼務できる工事は大分県内の工事であること。

2 提出書類

本工事に監理技術者等の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。

（１）	（別記様式１）「建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の兼務届」
（２）	（別記様式２）「省令17条の2に基づく人員の配置を示す計画書（建設業法第26条第3項第1号：専任特例1号）」

第2 建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者の配置
【請負金額が4500万円(建築一式工事は9000万円)以上1億円(建築一式工事は2億円)未満の場合】

本案件は、建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者(以下「営業所技術者等」という。)を配置に係る対象工事です。

1 配置の取扱い

本工事で、営業所技術者等の配置を行う場合は以下の(1)～(11)の要件を全て満たさなければならない。

(1)	営業所技術者又は特定営業所技術者が置かれている営業所で契約締結された建設工事であること。
(2)	当該建設工事の請負代金額が1億円未満であること。
(3)	営業所技術者等を置こうとする営業所と工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
(4)	当該建設工事の下請次数が3次以内であること。
(5)	営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を営業所及び工事現場に置くこと。なお、連絡員は土木一式工事に関する実務経験を1年以上有する者とする。
(6)	各工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
(7)	当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
(8)	営業所技術者等が営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
(9)	兼務する建設工事の数は1件までであること。
(10)	兼務できる工事は大分県内の工事であること。
(11)	営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な関係にあること。

2 提出書類

本工事に営業所技術者等の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。

(1)	(別記様式4)「建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の兼務届」
(2)	(別記様式5)「省令17条の5に基づく人員の配置を示す計画書(建設業法第26条の5)」

第3 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置
【請負金額が5000万円(建築一式工事は8000万円)以上2億円未満の場合】

本案件は、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号による監理技術者」という。）及び監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）に係る対象工事です。

1 配置の取扱い

本工事で、専任特例2号による監理技術者の配置を行う場合は以下の（1）～（10）の要件を全て満たさなければならない。

（1）	監理技術者補佐を専任で配置できること。
（2）	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
（3）	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（4）	同一の専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものは、これら複数の工事を一の工事とみなす。
（5）	専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、大分県内の工事であること。
（6）	専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会い等の職務を適正に遂行することができること。
（7）	専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（8）	監理技術者補佐が担う業務等を明らかにすること。
（9）	現場の安全管理体制にて、専任特例2号による監理技術者が統括安全衛生責任者を兼ねていないこと。
（10）	既発注工事等との兼務について、既発注工事等発注者と兼務ができる確認がとれていること。

2 提出書類

本工事に専任特例2号による監理技術者の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。

（1）	（別記様式1）「建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）の規定の適用を受ける監理技術者の兼務届」
（2）	専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格などの合格証など）
（3）	専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の直接かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し等）
（4）	専任特例2号による監理技術者が兼務する工事のコリンズ（CORINS）の写し等
（5）	上記第1（6）～（9）の要件を満たす業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）

日付	曜日	公 告 (10日間)	閲 覧 (10日間)	質 問 書 (6日間)	回 答 書 (3日間)	参加申請書 (7日間)	入 札 書 (3日間)	開 札 9月9日
8月25日	火	公告日 (8/25)						
8月26日	水	交付開始 (8/26) ↓1	閲覧開始 (8/26) ↓1	受付開始 (8/26) ↓1		受付開始 (8/26) ↓1		
8月27日	木	↓2	↓2	↓2		↓2		
8月28日	金	↓3	↓3	↓3		↓3		
8月29日	土							
8月30日	日							
8月31日	月	↓4	↓4	↓4		↓4		
9月1日	火	↓5	↓5	↓5		↓5		
9月2日	水	↓6	↓6	受付終了 (9/2) ↓6		↓6		
9月3日	木	↓7	↓7			受付終了 (9/3) ↓7		
9月4日	金	↓8	↓8		閲覧開始期限 (9/4) ↓1		受付開始 (9/4) ↓1	
9月5日	土							
9月6日	日							
9月7日	月	↓9	↓9		↓2		↓2	
9月8日	火	交付終了 (9/8) ↓10	閲覧終了 (9/8) ↓10		閲覧終了 (9/8) ↓3		受付終了 (9/8) ↓3	
9月9日	水							開札日 落札候補者決定 (9/9)